

Computer Report

Vol. 53 No. 12 12月号 (通巻 711号)

はじめの言葉

■国家の第一義は、その主権者である国民を守ることにある（はずだ）。しかし、本当に国家は国民を守ってくれるだろうかという不安が国民の側にある。これも常である。第二次世界大戦時における体験談にも、それをうかがえる話が多くある。最近では、東日本大震災に起因／連動した大津波でダメージを受けた福島第1原発の事故処理への政府の対応ぶりにも、国民の国家に対する不安がよぎる。

■そんな中、「国家の安全を確保するため」を理由にした「特別秘密保護法」案が、政府与党を中心に強行採決の形で衆議院を通過、参議院での審議に入った。別途、同法案と一対（ペア）とされる「国家安全保障会議（NSC）」創設関連法が可決、成立した。日本版 NSC として注目されているものだが、この NSC が特別秘密保護法に基づく具体策を立案／実行していく運営母体となるものだ。首相官邸に権力が集中することとなる。

■中国、朝鮮半島など、日本を取り巻く近隣地域との緊張が高まっているなかでの決断だけでなく、広い範囲の国民の意見／世論が、同法案の今後の運営方針も含めて、その行方を懸念している。昨年の衆院選で歴史的勝利を納めた連立与党「自民党と公明党」は、その数を頼みに、強行採決という挙にまで出たのだが、果たしてこれほどにまで急ぐのは何故だろうか。別の疑問が湧き上がってくる。

■情報社会の要諦は、情報公開にある。現在の情報システムテクノロジーは、従前の情報交換手段／方法に比べて比較にならない確実性と利便性を提供してくれている。生半可な情報伝達では懸念される誤認識も、十分回避できるレベルを実現している。そうした時代にあってこそその情報公開を前提とした社会でなくてはならない。国民の知る権利を徒に侵すだけの過度の秘密設定は、逆に国民を大きなリスクに晒す可能性がある。

■とは言え、国家にトップレベルの機密情報があることを徒に否定するつもりはない。知らしめるべきは知らせた上での機密情報でなくてはならない。そもそも、機密情報か否かの判断自体が、高度な情報処理能力が要求される行為である。国家のトップレベルの機密情報運営では、その担い手がどれだけ国民の信頼を獲得できているかが問われる。行政官庁の特定組織に所属しているかどうかの問題ではない。そこが要諦である。

■情報を選別し、秘密情報として設定するという含めて、情報処理は人間が行う行為である。その行為をどのように監視／監査していくか、あるいは一定の期間において機密情報を公にしていくかは、いかにして国民の知る権利の公平さを保つかという大きな命題に関係している。多くの国民が今、特別秘密保護法案の必要性／必然性を一定程度認めながらも、同法案に対して大きな疑念と不安を描いているのも、この点にある。

■機密情報の収集行為であるかどうかは別にして、他国の首脳の電話を盗聴していたアメリカ政府の所業が問題にされている。決して、アメリカ政府だけのビヘイビアではないはずだ。そのことを誰もがわかっていながら、アメリカだけを一方的に非難している様子は実に奇異である。その背景には、極端に歪んだ形で世界中の情報がアメリカに集中的に集められている事実があるように思える。各国間にも不公平感が存在するのだ。（藤見）